

校則(2008年10月1日施行)の手引き

本資料は、本校への入学を考えている方などのために、32条から構成されている校則(別添参考1参照)をなるべく簡潔に紹介した手引き書です。本資料の内容は、校則の条文が全て優先します。

1. 本校の活動

- ・本校は、保護者の協力のもと、教育活動(授業、課外活動)と行事活動を行います。【第5条1項、第6条】
- ・授業については、授業日数(1時限50分間で週3時限、年間42授業日)、授業実施場所、授業日の時間割、授業内容(学習指導要領に基づく国語及び算数(又は数学))等が定められています。【第5条2～5項】
- ・本校は、授業のほか、課外活動、行事活動の日程などの年間活動計画を、各年度が始まる迄に定めます。その際には、理事会が保護者(正会員)と教員会議から意見を聴取します。【第4条】

2. 学級編成と学級分け

- ・本校理事会は、各年度が始まる1ヶ月以上前に、学級編成を定めます。複数学年が1学級になる場合もあります。理事会がこれを定める際には、保護者(総会)と教員会議から意見を聴取します。【第7条】
- ・1学年複数学級の場合には、校長と担任教員が児童・生徒の学級分けをします。その際、学力に偏り等が生じないように配慮することとなっています。【第7条4項】

3. 教員

- ・教員は、校長、講師(一般講師・補助講師・代行講師)のほか、一般講師の中から主任講師がおかれる場合もあります。この中で代行講師だけが非常勤です(常勤の一般講師や補助講師が代講を行う場合もあります)。【第9条1～2項、同6項】

4. 学習指導計画と成績評価

- ・担任教員は、学習指導要領に準じた年度学習指導計画書を作成し、保護者に説明します。【第9条4項】
- ・担任教員は、第1・2学期及び第3・4学期の2回、児童・生徒の成績評価を行い、その結果を「学びのたより」として通知します。【第9条5項】この「学びのたより」は、再履修【第16条】や卒業【第18条】の判定をする際の根拠になります。

5. 入学

- ・本校への入学資格は、①日本の義務教育対象年齢、②保護者が CJSS Inc. の正会員、③学習指導要領に準じた教育に応じられる日本語能力、④仮入学後最終資格審査までの間に停学処分【第20条1項】に該当しない、⑤退学処分【第21条】履歴なしの5項目です。但し、理事会は、③を満たさない場合について、会則に基づいて特例を認めることができます。【第11条】
- ・入学申込み書の提出→事前資格審査への合格→授業料等の支払い・入学時提出資料の提出→仮入学→(9～12授業日以内)最終資格審査への合格→入学金の支払い→本入学という流れになります。【第12条】
- ・入学時提出資料は、①児童・生徒調書、②緊急時の対応に関する委任状、③アレルギー、ショック症状等に対する対処手順、④その他、理事会が定めるもので、内容に変更が生じる度に提出する必要があります。【第13条1～2項】

6. 欠席、休学

- ・欠席、遅刻、早退をする場合、担任教員への事前連絡が必要です。【第14条1項】

- ・健康上の理由(診断書が必要)による連続5授業日以上の長期欠席の場合(病欠)や、児童生徒が日本の義務教育を15授業日以上受けるために本校を欠席した場合(留学)は、休学とは区別して、その欠席期間中の授業料の50%相当額を払い戻すことができます。なお、この欠席期間中の授業料の50%相当額が入学金の額を超過する場合、欠席期間の授業料から入学金の額を差し引いた額を払い戻すことができます。更に自主退学となった場合(連続22授業日以上欠席)の再入学時の入学金免除ができます。【第14条2～4項、第12条3項6号】
- ・休学は、連続5授業日以上22授業日未満とし、所定の休学届を校長に事前提出する必要があります。授業料の免除・還付はありません【第15条】。休学が連続22授業日以上となった場合は、自主退学【第17条】となります。この場合、再入学時に入学金を支払う必要があります。

7. 再履修、卒業

- ・所属学年の修了基準に達しない場合、特別な事情がない限り再履修となります。それが同一学年で2度目になった場合、特別な事情がない限り退校になります。【第16条】
- ・卒業についても修了基準に達しているかどうかで判定されます。【第18条】
- ・再履修と卒業の判定は「学びのたより」が根拠となります。【第9条5項、上述6. 参照】
- ・所属学年の修了基準に達した場合も、同一学年を再履修する要望は出せますが、理事会の承認が必要となります。【第16条2項】

8. 自主退学、退校

- ・児童・生徒が、第21条の退学処分以外に本校から去るケースとして、卒業【第18条】の他に、自己都合又は欠席(病欠又は留学)・休学の延長による自主退学【第17条】、保護者の会員資格や授業料不払い等に起因する退校【第19条】が定められています。
- ・自主退学する場合は、自主退学日(授業の最終出席日)の1ヶ月前迄に校長に退学届を提出する必要があります。退学日以降の授業料を既に支払っている場合、退学届の提出時に申請すれば、日割り計算による払い戻すことができます。【第17条4項】

9. 停学処分、退学処分

- ・停学処分(最大4授業日)と退学処分の要件、手続き、授業料の扱いが定められています。【第20～21条】退学処分の場合、再入学することはできません(自主退学、退校の場合は可能です)。なお停学処分に関しては、復学に十分な条件が整った場合、期間短縮の申請を行うことができます。

10. 不服審査

- ・保護者が自ら監護する児童・生徒の最終資格審査【第12条】、再履修【第16条】、停学処分【第20条】、退学処分【第21条】に関する決定に不服がある場合、その結果に関する通知が行われてから7日以内に本校に対して不服を申し立てることができるなど、不服審査の手続きが定められています。【第22条】
- ・各決定と不服審査に関わる者は、別添参考2の通りです。

11. 安全管理等とその責任

- ・安全管理の方法と法人の責任を出来るだけ明確にするために、学校の管理下の考え方【第5～6条、第23条3項】、安全管理【第23条】、緊急事態対応【第24条】が定められています。具体的に守るべきことは、安全管理に関する細則【第23条別号-1】、安全についての学校の決まり【第23条別号-2】に書かれていますので、児童・生徒への説明をお願いします。
- ・個人情報保護【第28条】や賠償【第29条】についても定められています。

12. 児童・生徒の記録簿

- ・本校は、児童・生徒の異動日と異動事由(仮入学、本入学、停学処分等)の記録簿を作成します。理事(校長を含む)、講師、正会員、名誉代表又は名誉顧問が必要とする場合、必要と認められる範囲に限り記録簿の閲覧が出来ます。また、正会員は、自ら監護する児童・生徒に関する本記録簿の記載内容に異議があれば、訂正を要求することが出来ます。【第25条】

13. 授業料等

- ・児童・生徒又はその保護者は、授業料等の請求書に記載された期日迄にこれを支払う必要があります。支払い期日迄に授業料を支払わなかった保護者に対しては、支払いの督促がありますが、督促通知(受け取った日ではありません)から起算して7日以内に授業料を支払わなければ退校【第19条】になります。【第26条】
- ・本校から去る場合等の授業料の扱いは、別添参考3の通りです。

14. 各種通知

- ・校則に基づく本校からの通知手段や通知日の定義などを定めています。【第27条】

参考1. 校則の構成

第1章	総則	目的【第1条】 遵守義務【第2条】
第2章	基本的事項	教育年度及び教育学期【第3条】 年間活動計画【第4条】 本校の教育活動【第5条】 本校の行事活動【第6条】 学級編成【第7条】
第3章	校長及び教員	校長【第8条】 教員【第9条】 教員会議【第10条】
第4章	入学	入学資格【第11条】 入学資格審査【第12条】 入学時提出書類【第13条】
第5章	欠席・遅刻・早退・休学	欠席・遅刻・早退【第14条】 休学【第15条】
第6章	再履修	再履修【第16条】
第7章	自主退学・卒業・退校	自主退学【第17条】 卒業【第18条】 退校【第19条】
第8章	停学・退学処分	停学処分【第20条】 退学処分【第21条】
第9章	不服審査	不服審査【第22条】
第10章	安全管理	安全管理【第23条】 緊急事態対応【第24条】
第11章	児童・生徒記録簿	児童・生徒記録簿【第25条】
第12章	授業料等の支払い	授業料等【第26条】
第13章	通知	通知【第27条】
第14章	個人情報保護	個人情報保護【第28条】
第15章	賠償	賠償【第29条】
第16章		その他一般条項【第30～32条】
附則【第1条】		
安全管理に関する細則【第23条別号-1】、安全についての学校の決まり【第23条別号-2】		

参考2. 入学資格審査、再履修、停学処分、退学処分の決定を行う者と不服審査会の構成員

事前資格審査 【第12条2項】	<ul style="list-style-type: none"> ・校長＋入学希望学年の担任教員＋校長が適切と認める教員2名以内の計4名以内で決定し、理事会に報告。 ・理事会は会則に基づいて特例を認めることが可能。
最終資格審査 【第12条3項】	<ul style="list-style-type: none"> ・校長＋入学希望学年の担任教員＋校長が適切と認める教員2名以内の計4名以内で決定し、理事会に報告。 ・理事会は会則に基づいて特例を認めることが可能。
再履修 【第16条1項】	<ul style="list-style-type: none"> ・校長＋担任教員(2名)が決定。担当教員が主体的。 ・校長＋担任教員の合意で例外措置をとることが可能。
最履修(自主的なもの) 【第16条2項】	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の要望→理事会の承認。
再履修(退校) 【第16条3・4項】	<ul style="list-style-type: none"> ・校長＋担任教員(2名)が決定。担当教員が主体的。 ・校長＋担任教員＋理事1名(3名)の合意で例外措置をとることが可能。
停学処分 【第20条1・4項】	<ul style="list-style-type: none"> ・校長＋担任教員＋理事1名(3名)の合意で決定。
退学処分 【第21条2項】	<ul style="list-style-type: none"> ・校長＋担任教員＋理事3名(5名)の合意で決定。
不服審査会 【第22条6項】	<ul style="list-style-type: none"> ・校長と理事長が名誉代表の助言を得ながら協議のうえ適切と判断した3名。 ・少なくとも講師1名、理事1名。 ・但し、審査会の会員となる者は不服申し立て対象となっている当該決定行為に参加した者であってはならない。

参考3. 授業料の扱い

	授業料免除・払い戻し	備考
最終資格審査不合格 【第12条】	最終審査不合格の通知以降の納付済み授業料を払い戻し。	払い戻しも未払いの場合の徴収も授業日単位。
入学資格審査 【第12条2項】	仮入学日より前の納付済み授業料を請求に応じて払い戻し。	払い戻しも未払いの場合の徴収も授業日単位。
欠席・遅刻・早退 【第14条1項】	授業料の払い戻しなし。	連続22授業日以上欠席によって自主退学に至った場合、再入学時の入学金は必要。
健康理由長期欠席(病欠) 【第14条2項】 義務教育理由欠席(留学) 【第14条3項】	欠席期間中の納付済み授業料を50%払い戻し。欠席期間中の授業料の50%相当額が入学金の額を超過する場合、欠席期間の授業料から入学金の額を差し引いた額の払い戻し	届出に基づき、欠席した授業日単位で払い戻し。 連続22授業日以上欠席によって自主退学に至った場合、再入学時の入学金は不要。
休学 【第15条4項】	授業料の払い戻しなし。(免除なし。)	自主退学に至った場合、再入学時の入学金は必要。
再履修後の退校 【第16条3項】	授業料の払い戻しなし。 【第19条】	
自主退学 【第17条4項】	退学日より後の納付済み授業料を請求に応じて払い戻し。	払い戻しも未払いの場合の徴収も授業日単位。 連続22授業日以上病欠又は留学を理由とする自主退学を除き、再入学時の入学金は必要。
退校 【第19条】	授業料の払い戻しなし。	未払いの場合、当該学期分を徴収。 再入学時の入学金は必要。
停学処分 【第20条2項】	停学処分期間中の授業料の払い戻しなし。	
退学処分 【第21条2項】	授業料の払い戻しなし。	未払いの場合、当該学期分を徴収。 再入学出来ない。
不服審査による処分 修正・取り消し 【第22条6項】	処分によって出席できなかった授業があった場合、当該処分期間中の授業料を払い戻し。	授業日単位で払い戻し。